この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」ページからご覧いただけます。
（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_ibasho/jidoukan）

2025-9-5　児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会（第４回）

16時00分～17時53分

○阿南課長補佐　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第４回「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、オンラインと対面のハイブリッドで開催いたします。

委員長の御紹介まで司会を務めます事務局の阿南と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

オンラインのため、報道関係者の皆様におかれましては、この時間に画面キャプチャーによる頭撮りをお願いいたします。

本日は、委員全員の御出席をいただいております。

本専門委員会は、原則として公開で開催し、資料及び議事録も公開することとしており、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。録音・録画は禁止となっておりますので、傍聴されている方は御注意ください。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきたいと思います。

初めに、こども家庭庁長官官房審議官（成育局担当）の竹林審議官より御挨拶を申し上げます。

○竹林審議官　ただいま御紹介にあずかりましたこども家庭庁成育局担当審議官の竹林と申します。オンラインのカメラの関係で、着座にて御挨拶をさせていただきます。恐縮でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

こども家庭庁が令和５年４月にできまして、もう３年目に入っております。そういうことで、今年の４月21日付で委員の改選もあって、今日はいわば第２期の専門委員会のキックオフになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会では、これまでこども基本法あるいはこどもの居場所づくりに関する指針など、近年策定されました様々な方針を現場に落とし込むべく精力的な御議論をいただいてきました。この成果といたしまして、児童館ガイドライン、放課後児童クラブ運営指針の改正をするに至りまして、本年４月から各自治体で運用を進めていただいているところでございます。今後は、児童館や放課後児童クラブの課題について、さらに御議論を深めていた

だきたいと考えております。

今年度は、こどもの居場所部会からの御意見も踏まえまして、特に居場所の本質にもつながる「遊び」につきまして御議論を深めていただくよう、お願いしたいと思います。こども家庭庁といたしましては、先生方にいただいた御議論を踏まえまして、こどもの居場所づくりのさらなる推進につなげていければと思っております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な立場から、何とぞ御闊達な御議論をお願いできたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐　ありがとうございました。

続きまして、報告事項に移ります。本年４月21日付で委員の改選が行われましたので、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。第１期の委員の皆様には御留任いただき、今期から新たに土崎委員に着任いただいております。資料１に委員名簿がございますので、上から順番に御紹介申し上げます。大変恐縮ですが、音声確認も含めまして、御専門等につきまして１分程度で簡単に御発言をお願いいたします。

まず、工学院大学教育推進機構教授、安部委員です。

○安部委員　安部です。こんにちは。

専門はこどもの権利条約、中でもこどもの意見表明・参加の権利になります。今日はよろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐　ありがとうございました。

新潟県立大学人間生活学部教授、植木委員です。

○植木委員　皆さん、こんにちは。新潟県立大学の植木信一と申します。

専門分野は社会福祉、児童福祉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐　続きまして、松山市こども家庭部こどもえがお課担当課長の大内委員です。

○大内委員　皆様、こんにちは。松山市こどもえがお課の大内と申します。

行政側としまして、現場の声をお伝えするような役割を担わせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐　ありがとうございました。

立正大学社会福祉学部教授、大竹委員です。

○大竹委員　大竹です。

専門は子ども家庭福祉となります。現在、社会的活動としてNPO法人を立ち上げていて、気になる御家庭に大学生を学習支援という形で派遣する事業を行っています。

もう一つ、この１月に一般社団法人を立ち上げまして、意見表明等支援事業を受託してアドボケイトとして活動をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐　ありがとうございました。

続きまして、全国児童館連絡協議会副会長であり、宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会会長の齋藤委員です。

○齋藤委員　全国児童館連絡協議会の齋藤です。

私は、宮城県名取市のほうでNPOとして、児童館・放課後児童クラブの指定管理運営事業に携わっております。現場の立場として、現場の意見を反映しながら、会のほうに臨んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐　ありがとうございました。

続きまして、特定非営利活動法人学童保育おおみや東小学童保育の会放課後児童支援員の佐藤委員です。

○佐藤委員　こんにちは。今回もよろしくお願いいたします。

私は、埼玉県さいたま市のNPO学童保育おおみやというところで、放課後児童支援員をしております。今年は、皆さんも御存じのように夏休みがとても暑かったので、生活を見直さなくてはならないなという部分とか、本当に苦労しながら１か月間を過ごしたなというのが実感としてあります。

私も齋藤先生と同様に、現場からの声ということで頑張って発言をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐　ありがとうございました。

続きまして、宇都宮大学地域デザイン科学部附属地域デザインセンターコーディネーターであり、特定非営利活動法人いちかい子育てネット羽ばたき副理事長・放課後児童支援員でいらっしゃいます土崎委員です。

○土崎委員　土崎雄祐といいます。本日は初めて参加いたします。

大学のほうでは、地域防災、あるいは社会教育に関する専門というところで、主に学生と地域、あるいは研究者と地域をつなぐような仕事をしています。

また、栃木県の東のほうにある市貝町というところで、放課後児童クラブをやっているNPO法人の役員もしておりまして、そこの法人ではどちらかというと組織のマネジメントを中心に担当しているところでございます。本日からどうかよろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐　ありがとうございました。

最後になります。社会福祉法人興望館学童クラブ父母の会前会長でいらっしゃいます藤本委員です。

○藤本委員　藤本です。よろしくお願いします。

私は、社会福祉法人興望館で３年間、学童父母の会の会長をやっておりました。現在は興望館の後援会の役員をさせていただいております。

興望館は、こども園から学童、中高生クラブというものもあって、私の長男も今は大学生リーダーとしてそこの学童に入っておりますが、そこら辺で切れ目のない支援が実現できている場所なのかなと考えておりまして、今までの興望館での経験や保護者の立場としてお話をさせていただければと思っております。よろしくお願いします。

○阿南課長補佐　ありがとうございました。

続きまして、事務局側の出席者を御紹介いたします。

先ほど御挨拶いたしました、長官官房審議官（成育局担当）の竹林です。
○竹林審議官　よろしくお願いいたします。
○阿南課長補佐　続きまして、成育環境課長の安里です。
○安里課長　よろしくお願いいたします。
○阿南課長補佐　本日、オブザーバーといたしまして、親会に当たりますこどもの居場所部会の関戸委員、友川委員、中島委員、古郡委員、松田委員、丸山委員に御出席をいただいております。オブザーバーの皆様におかれましては、通信環境の都合上、画面はオフ、音声はミュートで御参加いただくようお願いいたします。
続けて、御報告申し上げます。まずは、昨年度に御審議いただきました内容を踏まえまして、児童館ガイドラインにつきましては令和６年12月３日、放課後児童クラブ運営指針につきましては令和７年１月22日に、それぞれ成育局長通知として改正通知を発出しております。これに伴い、令和７年４月１日より、それぞれ運用を開始しております。
あわせて、放課後児童クラブ運営指針解説書をこの改正を機に、成育局成育環境課長通知へと格上げし、活用いただいておりますことを御報告申し上げます。こちらにつきましては、参考資料で入れておりますので御確認ください。
最後になりますが、委員長の選任について御説明を申し上げます。
本年６月２日に開催いたしました第17回「こどもの居場所部会」におきまして、部会長から、こども家庭審議会こどもの居場所部会運営細則第２条に基づき、本専門委員会の委員の御指名を行っていただくとともに、同第３条に基づき、委員長として大竹委員を御指名いただいております。
したがいまして、この後につきましては、大竹委員長に議事進行をお願いできればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
○大竹委員長　ありがとうございました。
ただいま御指名をいただきましたので、与えられました職責を全うできるよう努めていきたいと思います。また、委員の方々におきましては、専門的知見を踏まえて闊達な議論ができればと思っております。各回のテーマに沿った議論、そしてそれを踏まえてよりよいまとめができればと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。
それでは、配付資料の確認について、事務局からお願いしたいと思います。
○阿南課長補佐　本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。
資料は４点でございまして、右上に資料番号を記載しておりますので御確認ください。
資料１が「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会委員名簿」となっております。
資料２は「専門委員会（第２期）の方針について」というものになります。
資料３－１、「社会保障審議会児童部会『遊びのプログラム等に関する専門委員会』の実施状況（平成27～令和４年度）及びこども家庭庁『児童館等における遊びのプログラムに関する調査研究事業』の実施状況（令和５～６年度）」についてまとめております。

資料３－２、「学齢期以降の『遊び』について（論点）」ということで１枚入っております。

そのほか、参考資料を７点、お手元に送付をしております。不足がございましたら事務局までお申しつけください。また、こども家庭庁のホームページで公開をしております。

以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。まずは、「（１）専門委員会（第２期）の方針について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○冨田専門官　事務局から御説明いたします。

資料２を御覧ください。

専門委員会（第２期）で御議論いただきたい内容（案）と年間のスケジュール案になります。

第１期では、児童館ガイドライン、放課後児童クラブ運営指針の改正に向けて御議論いただいたところですが、第２期は、遊び、放課後児童クラブ、児童館の３つのテーマについて議論を進めていきたいと考えております。

具体的には、まず、遊びについては、厚生労働省「遊びのプログラム等に関する専門委員会」からの議論を踏まえ、「こども家庭庁こどもの居場所部会」の所掌内容に含めているところです。そのため、第17回「こどもの居場所部会」において、居場所の観点においても遊びについての議論を深めることが重要であること、また、専門委員会での議論を行うことが指摘されたことから、本専門委員会で議論を進めていきたいと考えております。

その際、令和５年12月に閣議決定した幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン、はじめの100か月の育ちビジョンにおいては、就学前までの遊びの価値について整理をしていることから、これに連動するように、学齢期以降の遊びについて議論を進め、意義や重要性等を取りまとめることを想定しております。

続いて、放課後児童クラブについては、待機児童対策が喫緊の課題ではありますが、そのほかにも課題があると認識しており、まずは制度化して10年以上がたつ放課後児童支援員認定資格研修事業等について議論を進め、優先的に進めるべき課題の一つである事業の質と職員の確保につなげていきたいと考えております。

そして、児童館については、設置運営要綱の改正についての議論を考えております。平成２年から実質の改正がされていない中で、昨年度に改正した児童館ガイドラインとの整合性等について御意見をいただきたいと考えております。

スケジュール案につきまして、２ページ目を御覧ください。第２期は２年間となりますが、そのうち今年度は全３回の開催を予定しており、本日は学齢期以降の遊びについて、11月に放課後児童クラブについて、来年１月に放課後児童クラブ及び児童館について議論を進めていきたいと考えております。

放課後児童クラブにつきましては、可能な限り課題への対応を行い、令和８年度以降の

事業実施につなげていきたいといった趣旨から連続した議論を想定しております。

御説明は以上になります。

○大竹委員長　ありがとうございました。

委員の皆様方から御意見を伺いたいと思います。お気づきの点について御発言ください。画面上で挙手をいただくか、システムの挙手ボタンでお願いいたします。私から御指名しますので、その際にミュートを外してください。もし、こちらが挙手に気づかない場合は、お声がけください。なお、発言される委員は、氏名を名乗っていただいた上で御発言いただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様から御意見や御質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

齋藤さん、お願いします。

○齋藤委員　全国児童館連絡協議会の齋藤です。

丁寧な御説明ありがとうございます。第２期のテーマ設定としましては、やはり遊びの重要性がすごく重要なところですし、今、待機児童等の多くの課題を抱える放課後児童クラブ、そして、児童厚生施設の中では唯一、０から18歳までのつながりを持った育ちに寄り添える児童館といったところのテーマ設定は、まさに今必要な課題だなと感じているところでした。

ただ、スケジュールのところで、ここは致し方ない部分もあると思います。どうしても放課後児童クラブの喫緊の課題のボリューム量が多くなってしまっているので、第５回と第６回にまたいで児童クラブが入ってくるのは致し方ない部分があるのも実感をしているところなのですが、ただ、そちらに比べるとどうしても児童館の在り方がちょっと小さくなってしまっているかなと思います。

ただ、児童館は、先ほども申し上げたとおり、０から18歳までの育ちに寄り添える唯一の施設というところでは、ここの自由来館の制度、在り方、持ち方によっては、放課後児童クラブの登録のこどもたちが中高生世代につながるといった役割も、ランドセル来館の実施といった部分の事例も取り上げながらつなげていく役割ももしかすると担っていくことができるのではないかなと考えますと、ここのところももう少ししっかりと掘り下げられるような議論ができるとよかったかなと感じているところです。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

貴重な御意見です。ありがとうございます。

ほかに何か御意見や御質問があればと思いますが、安部委員、お願いします。

○安部委員　ありがとうございます。安部です。

大きく３点あります。

まず１点目ですけれども、資料２の１枚目の放課後児童クラブのところですが、ここで話す内容として、例えば、こども家庭庁さんも通知を出していると思いますけれども、ス

ポットワークであるとか、あるいは職員からこどもへの性暴力、不適切な保育のようなことは、今回議論する内容で想定されているのかどうかというのを教えてください。これが１点目です。

２点目ですけれども、齋藤委員がおっしゃったことと非常に近いのですが、児童館の在り方のところが僅かしかないなと思いました。これは１月で終わりということではなくて、例えば、３月ぐらいにもう一回委員会を入れることは可能ですか。今日はこれから学齢期以降の遊びについて審議すると思うのですが、放課後児童クラブ、児童館の在り方を検討する中で、今日話せなかったことや話し切れなかったことが再び出てくるのではないかと思うのです。そうすると、もう一度放課後児童クラブと児童館の話をした後に、遊びについて議論する時間があったらいいのではないかなと感じました。それが２点目。

３点目ですが、議論全体の中でこどもの意見はどういうふうに聞いて、どのように反映していくのかというのを教えていただければと思います。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございます。

課長からお願いします。

○安里課長　御意見ありがとうございました。

今年度のスケジュールを見ると確かに児童館の扱いが少ないなと思われると思うのですが、実は今年度中にこの３つの議題を一度さらっておきたい、という趣旨でスケジュールを組んでおります。ここで上げている３つのテーマについてはこの２期の２年間の専門委員会で議論いただきたいと思っているものですが、いずれのテーマについても、今年度中に一度は議論いただきたいと思いましてそういう配置にしています。３つのテーマの中で、放課後児童クラブについては、待機児童の課題もあり、より早く議論を進めたいということで今年度のうちに２回入れているということです。当然２期の２年間のまとまりで動きますので、御議論が盛り上がる点とか、また児童館は設置運営要綱の改定の話になりますので、逆にもっと時間が必要ではないかなとも思っておりますので、２期全体をとおしての回数は、また議論していただきながら調整させていただきたいと思っております。

放課後児童クラブの議題について、安部委員からスポットワークや、性暴力、不適切な保育の話を取り上げる予定があるのかという御質問がございました。今のところ、我々としては、まずは支援員の認定資格研修ですとか資質向上に係る事業をどうするかという観点をご議論いただきたいと考えておりまして、個別にスポットワークや性暴力の課題、不適切な保育を俎上にのせたいとは、今、明確に思っているわけではないのですけれども、また御議論をいただきながら、現場としてはここも課題だから併せてここも議論したほうがいいのではないかとか、そういう御意見があれば、当然いただければなと思っております。

最後に、こどもの意見をどう聞いていくかですけれども、こども家庭庁はこどもの意見をしっかり聞いていくことを根幹に置いていますので、今回御議論いただいたことをまと

めていくに際して、どういう形のまとめになるかはこれから御議論いただくものですので、こどもの声をどういうタイミングでどういうやり方で聞いたらよいかは、議論を進めていただきながら考えていきたいと思っておりますが、どこかで何かしらこどもたちの意見を聞くという形になろうと思っております。ありがとうございます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

そのほか、御意見や御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員　よろしくお願いします。

今、事務局の方からもお話があった内容に重なる部分はあるのですけれども、私からは、放課後児童クラブの課題というところで、研修のことについてだけ載っているというところで、それだけで網羅されていくのかというのが少し不安なところがあります。

実は、運営指針が改正されて、現場の中ではこどもの声をどう聞いていくか、こどもにこどもの権利をどう理解していってもらうのかとか、支援員自身もそうですけれども、そういうことで、今、試行錯誤しながら現場は動いているところです。その中で、やはり研修というのは大事になってくるのだろうなと思っています。

認定資格研修についても、始まって10年たって、以前は現場にいる支援員が有資格者になるためにスタートしたものではあるけれども、今は保育士等の資格を持っている方が出席したり、学生さんでこれから資格を取るよという人も受講するような形に変わってきました。そんな中で、16科目で網羅できるのかということとか、現場を知らない方たちに指針の内容、特に育成支援の内容を理解してもらうためにということを考えると、大きくカリキュラムが増えていくのかなと考えています。

先ほど安部先生からも出ていた不適切な対応についてというところも、先ほどのこどもの声を聞くというところで、いろいろな話を見聞きすることがあって、これも研修で対応できることなのか、そうではないのかということも含めて考えていければいいなと思っています。

私からは以上です。

○大竹委員長　ありがとうございます。

そのほか、御意見や御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

土崎さん、お願いします。

○土崎委員　土崎でございます。

今の佐藤委員、あるいは安部委員のお話を伺って、放課後児童クラブのところの研修事業とか質の向上のところについては、もう少し前段の部分、つまり担い手の確保というか、どういう人材を放課後児童クラブに関係する人として必要としているかとか、あるいはそうした議論を踏まえてどういうふうな質向上とか資格認定が必要なのかというところが議論される中で、恐らく不適切な関わりの部分とかも議論されていくのかなと思いました。

以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございます。

そのほか、御意見や御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから。

今、各委員から御意見がありました。そして、事務局サイドでは、スケジュールということで第４回、第５回、第６回という形でテーマ設定はされておりますけれども、今の議論の中では、この中でまだ入ってなかった部分であるとか、特に遊びについては今日これからやりますけれども、いろいろな議論を踏まえた上でもう一度遊びのところも検討していかなければいけないところが出てきたりというところで、８年度のところでは令和７年の議論を踏まえて検討と書いてありますように、この委員会は２か年を予定しておりますので、今後、４回、５回、６回の議論の推移を見て、８年度以降のスケジュールもそこで考えられていくのかなと思います。

今日は委員の皆様から、こちらが想定していなかったいろいろな新しい視点等もありましたので、それを踏まえて進められればいいのではないかなと思いました。よろしくお願いいたします。

様々な御意見を委員からいただきましたので、以後、委員会の運営に向けて、事務局のほうでもよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続いて、議事（２）に入りたいと思います。「学齢期以降の『遊び』について」です。事務局から御説明をお願いいたします。

○冨田専門官　事務局から説明いたします。

資料３－１を御覧ください。

こちらは「厚生労働省社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会」で扱われた遊びについての議論や関連する事業と、こども家庭庁に移管後の事業についてまとめたものになっております。国立児童館であったこどもの城が閉館することに伴い、その果たしてきた機能と役割を継承するものとして、厚生労働省に専門委員会を設置し、調査審議を行ってまいりました。

かいつまんで御紹介しますと、遊びのプログラムの分析等を行ったり、普及のためのマニュアル作成などを行いました。また、地域の児童館の在り方について検討し、平成30年度には児童館ガイドラインの改正に向けた議論が行われました。

２ページ目ですが、令和２年度には新型コロナウイルス感染症の影響の中でも実施された児童館等でのオンライン等による遊びの提供活動等の事例収集など、時宜に応じた取組を行ってまいりました。そのほか、毎年遊びのプログラムの開発に対する御意見を頂戴しておりました。こども家庭庁創設に向けて、令和４年度に議論の橋渡しをするべく、提言として、その経過や成果、今後の議論として期待することをまとめております。こちらは本日の参考資料１として添付をしております。

３ページ目ですが、こども家庭庁移管後は、児童館等における遊びのプログラムに関す

る調査研究事業として、令和５、６年度に児童福祉文化財を活用した体験プログラムを児童館等において実施し、その効果や影響について検証を行い、事例集として作成したものをホームページで公開しております。

続きまして、資料３－２を御覧ください。先ほど御説明しました遊びのプログラム等に関する議論や取組内容を踏まえつつ、また、今回の専門委員会に先立ち、委員の皆様に御意見を聴取させていただいた内容を基にして、事務局と大竹委員長で整理した論点をお示ししております。

まず「遊びの本質について」の１ポツ目、こども基本法を踏まえ、こどもの権利をベースとした遊びの支援の在り方。２ポツ目、似たように扱われていますが、遊びと体験活動の整理が必要ではないか。３ポツ目、デジタル化等による遊びの変化について捉える必要性。

続きまして、「遊びの環境（物理的環境、人的環境）について」、１ポツ目、都市部と地方での環境面の変化が起こっているのではないか。２ポツ目、少子高齢化や時代の変化に対応した遊びに関わる大人の在り方。３ポツ目、国として開発した遊びのプログラムの活用について。

続きまして、「学齢期以降のこどもの遊びの特徴について」は、委員の意見を列記しております。１ポツ目、こどもが主体的に遊ぶこと。２ポツ目、学齢期になり、自分自身の意見や遊びの選択が広がること。３ポツ目、習い事等による時間の分断が起きていること。

そして、「個別の課題」としまして、（１）児童館については、１ポツ目、利用する児童が減少する中、イベント中心の取組になっていないか。２ポツ目、遊びを支援する職員の力量形成が求められるのではないか。

（２）放課後児童クラブについては、１ポツ目、集団規模や利用スタイルの変化が遊びに影響を与えているのではないか。２ポツ目、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえ、居場所となるための遊びについて。

連動しますが、（３）その他の居場所における遊びについて。

また、その他の論点としまして、緊急時（災害時、感染蔓延時等）における遊びについても検討する必要があるのではないかと御意見がありました。

なお、児童館ガイドライン、放課後児童クラブ運営指針における遊びに関係する点については、参考資料４、６において赤い枠をつけておりますので御参照ください。

御説明は以上になります。

○大竹委員長　御説明ありがとうございました。

この議題については、事務局が委員の意見を基にして論点整理をしてくれています。しかし、厚生労働省において、遊びのプログラム等に関する専門委員会を委員長として進めていた際にも感じておりましたが、すぐに具体の議論を進めることが難しいと認識しています。

そのため、事前にお願いをしておりましたが、委員のうち、児童館と放課後児童クラブ

で勤務されている齋藤委員、佐藤委員に、現場での実態や論点にある学齢期以降のこどもの遊びの特徴などについてお話をいただけないかと思っております。その発言を受けて、各委員から御意見をいただくようにしたいと思います。その後、論点にある遊びの本質や環境について話を進めたほうがよろしいのではないかと思っています。このような進め方で問題はないでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○大竹委員長　ありがとうございます。

では、名簿順で恐縮ですが、まずは齋藤委員からお願いしたいと思います。

○齋藤委員　全児連の齋藤です。

学齢期以降のこどもの遊びの特徴としましては、資料３－２にもありますとおり、特にこどもが主体的に遊ぶこと、遊びの選択肢がよりあることといったところはあるかと思います。

今、ガイドライン、運営指針の改定に伴いまして、こどもの権利、意見表明といったところで､児童館や放課後児童クラブの中での遊びや生活のルールづくりといったところも、こどもたちの声を聞いて、ともに生活の場所、遊びの環境を整えていきましょうという視点を大切に取り組んでいきましょうという流れはこどもたちとともに少しずつできているのかなと思います。

ただ、ここのところは、質の向上、専門性をもって関わる私たち大人の意識もまだまだ改善していかなくてはいけないのではないかという点が大きく見られています。

例えば、この夏はすごく暑かったですよね。熱中症計を見ながら、今日の戸外遊びは指数が高いからできないなというところで、こどもたちと関わりながら、試行錯誤しながらやっていた支援員の先生方、児童厚生員のスタッフの皆さんがいらっしゃるのですが、そういう方々が集まったときに情報交換の中で出る話が、「こどもたちをどうやって遊ばせていますか」という「こどもたちを遊ばせていますか」という言葉に出てしまっているという現状も実はあります。こどもが主体的、自主的なものが遊びであって、こどもの意見を取り入れながらつくっていきましょうというのがあるにもかかわらず、ひもといてみると、まだまだ大人の視点が強くて、大人がこどもを遊ばせるという視点も強いかなと思っています。

折り紙は１日２枚までと壁に貼ってある児童館や児童クラブもまだまだあります｡でも、この２枚までというところが、果たして何で２枚までなのか。それはこどもたちがそこのところでなぜといったところがあって､こどもたちとともにつくり上げてきたものなのか。それとも、ここにいる環境の人たちは、以前からこういうルールだからという形で、単に過去のものを踏襲して、誰もその意味が分からないルールになっていないかなみたいなところもすごく見え隠れしているところは現場の課題であり、そこのところがこどもたちも当たり前の日常になってしまっていて、自分たちが主体的に活動するものが遊びだというところがこども自身も認識されず、「どうやって遊んだらいいの」、「暇だ」という声が

聞かれる状況もまだまだ見られる状況があるかなと思っています。 そういった部分では、遊びの本質をこれからもっと掘り下げていって、そして、こどもたちの意見表明をつなげていくといったところ、あとはこどもの遊びのプログラムもすごく内容が立派なものにはなっているのですが、これをまた大人の視点でただ単に実施する、下ろすだけではなくて、こどもたちが今まで経験したことのないような豊かな遊びの種類や楽しさを知りながらも、そこを日常の遊びにどうつなげていくのかというところが現場の課題なのではないかなと感じているところです。

以上です。

○大竹委員長　どうもありがとうございました。

続いて、佐藤委員からお願いしたいと思います。

○佐藤委員　よろしくお願いします。

私も齋藤先生の話をずっとうなずきながら拝聴させていただきました。

私からも現場の様子ということで少しお話しします。ちょうど夏休みが終わって、地域の会議ですとか、いろいろなほかの地域からのお話を少し聞く場面があって、感じたこととか課題だなと思ったことが幾つかありました。

今年、指針が改正されたということで、その改正された指針を学ぼうというので研修に取り組んでいる地域が結構あって、そういう研修を受けると、現場でどういうふうにしていこうかと悩む支援員さんは、真面目なのだなとすごく感じました。夏休みを経てという報告でも、こどもたちにいろいろなことを聞いて、生活をつくっていったという報告がたくさんありました。

ただ、その中で、一部ではあるかもしれないけれども、こどもの話ばかり聞いていたら集団生活が成り立たないという声もまだ聞かれます。そういったときに、私たちだってただ話を聞いているだけではないのだよと。できることもできないこともあるし、ただ、こどもはこういう願いを持っているということをまずはしっかり受け止めて、それを可能な限り実現するために一緒に考えるというスタンスが大事なのではないかということをこの会議の中ではみんなで共有したということがありました。

実際に、こどもに何をしたいかと言ったら、結構無謀なこともあって、でも、その願いを一緒に考えていくというのがあると、徐々にそのこどももトーンが下がってきて、水遊びのことだったのですけれども、水遊びもその範囲でルールを決めてやるよと言って、行事につながったというケースもうちのクラブではありました。

あと、これもいろいろな地域から聞いた話になるのですけれども、ここ20年来はこどもたちがすごく忙しくなっているということも聞いています。だから、こどもが思い切り遊ぶことができない。これは放課後の時間が短くなっているのもそうだし、習い事や塾に通わなくてはならないというのでお迎えが早かったり、クラブをお休みするという子も少なくありません。

そんな中で、これは児童クラブの事例になるので仮名で話をしていきますけれども、３

年生のＡ君という子がいます。その子は、平日週に３回習い事をしていて、クラブへ保護者の方が早めにお迎えに来るという生活をしています。そうすると、３年生のときに、遊びが中断されてしまうから、嫌だ、行きたくないとごねるのです。20分ぐらいごねて、それでも習い事に行くという生活をずっとしていました。

その子は、本当にいろいろな工夫をして遊ぶことが大好きで、友達と群れて遊ぶことも大好きだし、物を作ったりするのも大好きな子で、その子が20分間ごねて、でも自分の気持ちに折り合いをつけて習い事に行く姿を見ながら、保護者ともいろいろ会話はしたのですけれども、今現在、４年生になってもその子は習い事に行っている現状があります。なので、相変わらずクラブにいる時間が短い日が３日間あって、そんな中で最近その子に変化があって、それがとても気になっています。

それは、習い事がある日はその子は遊ばなくなってしまったのです。これまですごく天真爛漫でそういう遊びを繰り広げていた子だったのに、４年生になった途端、本を読んだり漫画を広げてごろごろして過ごして保護者のお迎えを待つという形になって、友達から「Ａ君、遊ぼう」と言われたときに「今日は駄目」と答えているから、私が「何で」と聞いたのです。そうしたら「明日は遊ぶからいいよ。でも今日は駄目なの」と。駄目の中身は、迎えが来るから中途半端になってしまうということでした。

物分かりのよくなってしまったＡ君が本当にこども本来の姿なのかなということとか、遊びが分断することは、こどもの感性ではないけれども、そういったものまでも変えてしまうのだなというところで、最近感じたことで、また保護者の方とも話をしたいなという事例があります。

そういったことはＡ君だけではなくて、今は習い事が増えてきていて、それは20年来だと思っているのですけれども、保護者の方は、体験を通してつく力というか、目に見えた力にどうしても目がいってしまって、放課後児童クラブで生活する中でこども自身が培っていく力みたいなところが、これは支援員として伝え切れていない部分なのかもしれないけれども、なかなか理解されていないなと痛感しています。

少しそれてしまったのですけれども、遊びのことでＡ君の気持ちの変化が最近すごくショックだったので話をさせていただきました。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

今、齋藤委員と佐藤委員のお二人から、まさに現場のリアルという形で、今のこどもたちの姿、現場の抱えている課題等がお話しされていたのではないかなと思います。

これからお二人の現場の声を受けて、各委員から御発言をお願いしたいと思っています。まずは一巡したいと思いますので、安部先生には申し訳ないのですが、まずは名簿順で指名をいたします。最後に、齋藤委員と佐藤委員にも、他の委員の御意見をお聞きになった上で御発言をお願いしたいと思います。その次から順番を変えていきますので、まずは安部委員、よろしくお願いいたします。

○安部委員　安部です。

齋藤委員、佐藤委員、ありがとうございました。

私からは追加の質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

もしよければ、かつて保護者だった立場からということで、藤本委員にこどもの遊びや現場の抱えている課題に関してお気づきのことがあったら教えていただきたいなと思いました。

それから、齋藤委員と佐藤委員にですけれども、お二人とも今年の暑さについて言及してくださったと思うのですが、本当に暑いですよね。例えば、気候変動に関わって遊びが困難に直面していることとか、あるいは少子化に関連して何かお気づきのことがあれば教えていただけたらなと思いました。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございます。

今の御質問は、最後のところで齋藤委員と佐藤委員から御回答を含めてお願いしたいと思います。

続いて、植木委員、よろしくお願いいたします。

○植木委員　植木でございます。

齋藤委員、佐藤委員、ありがとうございました。

先生方も言われるように、主体性や選択できることはまさにそのとおりだと私も思います。乳幼児保育におきましては、はじめの100か月の育ちビジョンにもありますし、現場でも、こどもたちの主体性を基盤にした保育が既に行われております。これが、学齢期以降であれば、どのようにこどもたちの主体性を基盤にした育成支援が行われるかが課題になるわけですけれども、その際に遊びが重要なポイントになると理解をしております。

学齢期以降の遊びの要素の中に何が含まれるかと考えてみたのですが、幾つかあるとは思うのですけれども、重要な一つは、こどもの意見形成支援だと思っております。こどもたちが自らの意見や意向を自らの力で形成していく。これがこどもの発達につながっていく。特に学齢期以降のこどもにとっては、そのようなプロセスが大変重要なのだろうと考えるわけであります。それを勉強するとか学習するということではなくて、遊びを通してそうした発達を促していくというプロセスになるのかなと思います。

とはいえ、遊びのプログラム等はこれまでも整理がされてきました。その遊びのプログラムという考え方は、我々大人がこどものためにと思って様々な遊びのプログラムを構築していくことがこれまでされてきたわけですけれども、肝心なことはこどもたち自身が遊びを選べるということだと思うのです。選択ができなければ主体性は発揮できません。ですが、こどもたちが選択できる余地があれば、自ら選ぶわけですから、こどもの主体性が発揮できる基盤になるのではないかなと思います。

したがいまして、遊び、それから遊びのプログラムをこどもたちの側から考えていくことが今回の専門委員会の一つのありようかなと考えております。

以上でございます。

○大竹委員長　どうもありがとうございました。

続いて、大内委員、お願いいたします。

○大内委員　大内です。よろしくお願いいたします。

遊びの本質やこどもたちの権利についてですけれども、私も児童館でお聞きする話になりますが、来館するとかしない、参加するとかしない、こどもたちが選択する権利があり、児童厚生員がそのことを理解して、遊びに誘ったり、一緒に遊びながら変化やルールを工夫するなど、こどもの意見が表明できるように権利を尊重しているような、そういった遊び方をしていると聞いています。

また、こどもの権利を意識させる遊びを提供するということではなくて、一つの遊びがこどもの意見や感じ方から発展していくことで、こどもが自分たちにも様々な権利があることを感じられるような関わり方をしているところです。

日常的な遊びなどですと、体験活動との違いはあると思いますが、体験活動はこどもの健やかな育ちのために望ましいと思って大人が意図して計画しますが、場所や時間、費用などの制約が発生することがありまして、参加してほしいこどもたちに参加してもらえないことがあるようです。こどもの意思だけでなく、保護者の承諾が必要なため、家庭の事情などによって、こどもたちによっては初めから参加を諦めるこどももいるような状況になっているとも聞いています。諦めなくて済むような工夫が必要ではないかと、いろいろと企画しながら実施しているように思います。

また、こどもたちがなるべく参加できるように敷居を低くしてどういうことができるか、例えば、参加料を無料にするとか、こどもたちがその日に来て、親に承諾を得ることなく直接参加できるような企画もしています。

また、ゲーム持参で来られる方などは、グループでゲームを楽しんでいる子たちも見られます。こどもたちはゲームの管理ができなくて紛失したり、取ったとか、もらったとかもめごとも起こっているようですけれども、与えられていないこどもとそうでないこどもの間に格差が生まれているようです。昔のようにこどもがお互いの家に行って遊ぶことができない環境になっていて、オンラインなら一緒に遊べるこども同士もいますが、年齢の高いこどもが行うパソコン等の操作を年齢の低いこどもが見たり、ゲーム機を持っているこどもの画面を持っていない子がのぞき込んだりして一緒に遊んだりして交流をしている状況もあるようです。

SNSの普及は当たり前であり、これからこどもたちは使いこなせる側になっていくのだから、持っていないことやゲームを禁止するのではなくて、安全への知識や取組を知らせていかなくてはいけないと思います。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

続いて、土崎委員、お願いいたします。

○土崎委員　土崎でございます。

まず、齋藤委員、佐藤委員のお話は、現場のリアルというところを理解する上で大変示唆に富んだお話だったなというところで、齋藤委員のお話のこどもたちが「どうやって遊んだらいいの」と言ったり、あるいはそこに関わる大人がどう遊ばせているかという辺りの言葉はまさに象徴的だなというところとか、佐藤委員のＡ君の話も佐藤委員のような方が支援員さんとしていろいろなところにいると、こどもたちの育つ環境がもうちょっとよくなっていくのだろうなと思いながら聞いていました。

そうしたこどもたちの年齢層とちょっと違うかもしれないのですけれども、最近、私も中学生のボランティアスクールみたいなもので企画して実施することがあって、そのときにカードゲームをやったのです。みんなで協力してやるようなゲームで、それはそれで楽しかったのですけれども、その中に１人不登校ぎみのお子さんがいらっしゃって、そうしたチームワークでやるようなところがほとんどできなかったのですけれども、終わってから、その後のプログラムもあって、私と違う人が説明をしていて、私はカードゲームを一生懸命片付けていたら、さっき言ったなかなかなじめなかった子が私の近くにおもむろにやってきて、片付けを一緒にやってくれたのです。なるほどと。こういうちょうどいい場というのでしょうか、いろいろな参加の仕方ができるような場をこども自身がつくることもあるでしょうし、あるいは大人が用意するといったらあれかもしれないですけれども、そういう場を設定することがきっと遊びというものを意義のあるものとして進められる中では重要なのかなと思いました。

もう一つ、これは私どもの法人で、学童保育の放課後児童クラブとは別に自然体験をやっているのです。法人の拠点の周りがいわゆる里山というエリアで、非常に自然が豊かなところで、いろいろなことができるのです。こうしたところで、自然体験の活動、農業体験や稲刈りをやったり、生き物の観察をやったりすると、数キロ離れた県内の住宅地の辺りの人たちは割と来てくれるのですけれども、地元の参加者が全然来ないというところで、こどもとか親御さんに聞くと「そんなのうちのじいじの家でやっているよ」と言うのですけれども、よく聞くと、おじいちゃんがトラクターで稲刈りをしているのを見ているというのが、その御家庭ではやっているということだというのが分かった。

特定の事例なのかもしれないですが、身近にそうした資源があるにもかかわらず、そうした体験というか、広い意味で遊びだと思うのですけれども、そうしたところとつながらないのは一体何でかなというところで、やはりこどもが参加する場をつくるところの力量を高めるところも今後、世の中的に必要になってくる話なのかなと最近思っていたところです。

以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございます。

続いて、藤本委員からお願いいたします。

○藤本委員　私からは、現場の話と重なるのですけれども、まずは私自身というところで、

学童を利用する立場として、保護者の視点でお話をさせていただきたいと思います。

資料３－２の遊びの論点についてにも書いていたのですけれども、遊びの変化で、家庭内でデジタルなパッドやスマートフォンを使った遊びをこどもたちがしているところは、保護者としては皆さんそうだと思うのですけれども、本当に危機感がある。自分のこどもの頃と違うというところ。そこで、学童に行けば、そういうものがない中で遊べるという価値を非常に感じて、学童にこどもたちが通って、思い切り体を動かした遊びや、デジタルとは違う遊びの経験が重要だというところは、保護者の立場としては皆さんすごく認識されていて、私もありがたいなと思ってこどもを学童に通わせていました。

ただ、小学生になると、習い事等や長期休みはどうしようみたいなところで、どうしても時間を埋めていくような、それは必ずしも能動的に何かを習わせたいという部分ではなくて、どう安全に過ごして時間を埋めていけばいいのだろうという中で、非常に消極的な、教育熱が高いというところではなく、習い事をしたりする中で、先ほどおっしゃられていたように、時間が分断されてしまって遊びに集中できない。それも保護者としても本意ではないのだけれども、やはり学童が低学年までしか入れないという状況において時間の分断ができている中で、こどもたちの遊びの集中力が低下してしまっているところは、保護者にとっても本意としていないけれども、安全な時間の過ごし方というところでそうなってしまっている危機感が非常にあると考えております。

また、私の仕事の内容なのですけれども、フルタイムでグラフィックデザインの仕事をしていまして、企業の統合報告書などの制作に20年以上携わっておりまして、グローバル企業のSDGsとかESGという観点のレポートに携わっております。そういう観点で言いますと、働く人のウェルビーイングが達成されていないと、こどもに主体性や創造性を持ちかけるのが非常に難しいのではないかなというところで、指導員、支援員の方々に余裕がないと保護者として見ていて感じます。

そこで時間や余裕があれば、こどもと一緒に主体性のある遊びや創造性のある遊びをともにつくり出していくことができて、そこから管理ではなく一緒に考えるといった考え方ができていくのではないかなと考えております。

先ほどのデジタルの遊びに偏ってしまうというところにおいても、企業等の成長戦略においても、最近はイノベーションや創造が重要というところがあって、意識的に余白の時間をつくる重要性が一般的に認識されているのですけれども、こどもの過ごし方においても、今まではどうやって遊ばせよう、どうやって時間を潰させよう、外に行って遊んでいらっしゃいみたいなところで、プラスで考えるという方向性の遊びだったと思うのですが、それで結果的にいろいろ埋めていくことによって、集中する時間や余白の時間、そういう退屈な時間から自分が何かを考え出して、そこに主体性が生まれていくという循環ができていくのが理想だと思うのです。そういう意味での積極的に余白や退屈の時間をつくっていくところまで設計していかないと、今の世の中において、大人もこどもも創造性や主体性を発揮する場をつくり出すのが、自然な流れにおいてはなかなかできないのかなという

ところで、そこの考え方を変えていく必要があるのかなと非常に感じている次第です。

次に、先ほど言いましたが、私の大学２年生の息子が、今、私が関わっておりました学童で大学生リーダーとして働いております。その経緯もありまして、働いておりますうちの息子にヒアリングをしたのですけれども、大学２年生と最近のこどもたちは10年離れているので、コロナ以前、コロナ後の意識を聞くと、一人遊びが苦手だったり、集中がなかなか難しい。「遊ぼうよ」と声をかけてくるのだけれども、その声のかけ方が「何々しようよ」ではなくて、「暇だからどうしたらいいの」というように自分からの遊びを持ちかけないところがあるという話をしておりました。一人遊び等で集中するのも苦手な子が多いというところで、そこでやはりコロナ以前、コロナ後の傾向も違うのかなと考えております。

また、先ほどもお話が出ましたこの夏の暑さという点においても、学童の体育館があるのですけれども、そこは残念ながらエアコンがついていなくて、先生方はエアコンの効いている学童室で、若い大学生リーダーは体育館で見守り担当というところで日々を過ごしていたようですが、やはり物理的な遊ぶ場所がない。学校のプール等の時間も減っておりますし、長期休みは快適に遊ぶ場所がないというところは、これからますますどうなってしまうのだろうという懸念があります。

最後に、遊びと体験活動というところになるのですけれども、同じく学童で夏にはキャンプがありまして、興望館の学童のキャンプは非常に歴史があるキャンプで、毎年夏に行っていて、私のこどもも毎年参加していたのですけれども、大学２年生である長男も今年の夏はリーダーとして参加しまして、その中で、大学生というのは非常に大きな役割を果たしたと先生から伺いました。

ここは、遊びに関わる大人の在り方にも関わってくると思うのですけれども、先生とはまた違う大学生というところで、昔で言うところのこどもにおける大きいお兄ちゃん、お姉ちゃんになると思うのですが、年が近い大学生がそういうものに参加するのは、遊びの発展においても非常に特別な役割があると学童の先生もおっしゃっておりました。

大学生がボランティアとして参加する中に、大学生ボランティアがなかなか集まりづらいという問題がある中で、大人の関わりの多様性をどのように支援していけばいいのかというところが、今後、もしお話しできればなと考えております。

私からは以上になります。

○大竹委員長　どうもありがとうございました。

私も委員の一人として一言発言させていただきたいと思います。

先ほど齋藤委員、佐藤委員のお二人から現場のリアルということでお話をいただきました。そういう中には、職員から「遊ばせる」というような言葉、もう一方では「遊ばなくなってしまった」という言葉もありました。もう一方で、私もこどもたちの様子を見ていて、どういうふうにこども同士が関係性を持ったらいいのかというところで、遊べないというところも今のこどもたちの状況であるのではないかなと感じているところです。

もう一方で、現場の先生方のお話を伺って、子どもの権利条約が批准されて三十数年たって、そういう中でガイドライン等も踏まえながら、現場の先生方はこどもたちの意見を聞く、こどもの声を聞く、主体的にというところを意識しながら取り組まれているなというのをまた改めて感じているところです。

そういう中で、先ほどアドボケイトということで、私は一時保護所のほうに月２回訪問して仲間とやっているわけですけれども、そういう中にあっては、こどもたちは関わりを求めているという感じがします。我々は部屋が与えられて、そこに遊び道具やいろいろなものを持っていきながらやっていくわけですけれども、遊びを通してということよりも、大人の関わりを求めているということ。

先ほど植木先生からもお話がありましたが、ある高校生はアドボケイトが行くことによって、自分の過去を語る中で、自分の気持ちを整理しているという。何か伝えることはあるかというと、それはありません、話を聞いてくれて私自身も気持ちが整理できましたというところで終わるこどももいるし、規則やルールがあるので、それについて意見を言ってきて、これを伝えてほしいということで、その意見は伝えるのですが、それは施設の中の集団のルールがあるので、改めて職員から説明をしていただいた。２回目に行ったときには、私は分かりました、大丈夫ですというところで、そういうプロセスを踏んでいくということが、その結果、それが変わるかどうかというよりも、こどもの声がしっかり聞かれて、そのことについて大人側がしっかりと対応してくれていたというところをこどもたちは求めているのだなと改めて思いました。

遊びとはちょっとずれてしまいましたけれども、最近のこどもたちの様子というところでお話をさせていただきました。

それでは、委員の御意見を伺い、そして、最初に安部委員から御質問等もありましたので、齋藤委員、続けて、佐藤委員という形でお願いしたいと思います。

まず、齋藤委員からお願いいたします。

○齋藤委員　全児連の齋藤です。

安部委員から、少子化、気候変動というワードもいただきましたので、それも含めてお話をさせていただければと思います。

まず、少子化といったところでは、私の運営する児童館でも、極端に児童クラブのニーズが高まってこどもの利用者数がすごく多いところと、少子化の波が出てきて少ないところもあるかなと思います。全体的に見て、やはり少子化の課題は地域の中でも出てきているのかなと思います。

少子化という言葉を裏返すと、大人の多い社会とも取れるのかなと私は思っています。そういう意味では、昔以上にこども１人に対しての大人の目が今は十分にある状況があるからこそ、大人の目線が強くなり過ぎていないかなといったところがすごく感じられるところでした。遊びの環境一つ、安全対策一つですけれども、転ばないように、失敗しないように、工作があれば必ずうまくできるように下準備を大人の視点でしてしまっていない

かな。でも、実際に工作などはうまくできることが目的ではなくて、試行錯誤をしながらそれに取り組むプロセスのほうが実は重要だったりして、そういったところの中で、大人がこどもたちよりも人生経験が長い分、先回りして何かをしてしまっていないかなといったところはすごく感じられるかなと思っています。

その上で、大人の視点が強いので、今までの流れがあるからこそ、大人の私たちもなぜこういうルールがあるのだろう、こういう流れになっているのだろうというのが分からないけれども、大人の視点できっと何かがあるのだろうなということで、こういうルールだからとこどもたちに伝えているところはないかなといったところも、見直すポイントかなと思っています。

気候変動で気温がすごく高くなって、今までであれば、夏休みは外で木陰も見つけながら遊べた時間帯も物すごく気温が高くなって、危険指数が高いので外には出せないといったところをこどもたち自身も実感していて、この暑さでは危ないねという声がこどもたちからも聞こえるような状況になったときに、今までの流れで外で遊べた、地域の公園に出向いていた時間帯に行けなくなったときに、だから外では遊べないねではなくて、だったら気温の低い時間帯、朝や夕方の時間を活用しながら戸外での遊びの経験を環境の中で育む視点を持つことはできないかというところも、これから見直していかなければいけないポイントかなと思っています。

皆さんのお話の中で、遊びのデジタル化というところもあるのですけれども、まさにここのところは現場でも今議論になっているところかなと思っています。私の関わる児童館や児童クラブでも、実はこの夏休みに、学校を通して行く場合は学校に持ってきてはいけないものとなっているので、基本的には家からおもちゃや電子ゲームを持ってこないのですが、夏休みの時間帯、長くいるこの時間帯に、果たしてデジタルの遊びを児童館や児童クラブの中でどういうふうに考えていくのかをこどもたちと考えるきっかけになりました。

というのも、デジタルの遊びができないからこそ、私たちはこれがいいとは思っていないのですけれども、児童館に行くとおもちゃを持っていくのはなしだから、児童館に行かずに公園でゲームをやっている子もいるとすると、逆に、これができないことで出会えないこどもたちが現場の中で出てくると思うと、果たしてこれからの時代、デジタルの遊びがこどもたちのそばに必ずあるものであれば、そこを遊びの中で育んでいくような環境を主とする児童館や児童クラブの中でどう向き合っていくのかというのもポイントかなと思っています。

今回、こども会議の中で、こどもたちと夏休みの長い時間を過ごす環境を考えてみようかということで話をしました。私たちは、デジタルの遊びもこどもたちはきっと持っていきたいになるだろうなと思ったのです。ところが、学校で１日の使用できる目安の時間が２時間までと決められていると。こどもたちは児童館に持っていきたいというのはあるのだけれども、１日の利用時間数が学校で決められている中で、１日の流れを見ると、児童館でやると家でできなくなる。そうなったときに、児童館にはこどもたち、仲間がいて、

違う遊びの充実があるから、だったらこの時間帯はなくてもいいのではないかという意見がこどものほうから出てきました。保護者の方にも、こども会議の前に、こういう話が出るから持っていきたいという意見が出るのではないかということも事前に共有していたのですが、結果として、うちの実施施設の一つは、こどもたちのほうからあまり持ってこなくてもいいねということで、カードゲームだったり、違う遊びを持っていくことにしようというふうにつながったケースもあって、デジタルのつき合い方は、こどもたちの日常に当たり前にある遊びだからこそ、児童館や児童クラブの中でどう取り入れていくか、向き合っていくのかといったところも、これからの論点の一つかなと思っています。

また、児童クラブの現場、児童館の現場では、家の遊びを持っていくのはトラブルにつながるので、嫌がる現場が多いかなと思っています。ただ、今回、うちの児童クラブでは、こども会議の中で自己責任で持ってきてもいいという話になって、実際に自分でやりたい遊びがあれば持ってきていいことになりました。

そのときに、7月30日にカムチャッカ半島付近の地震があって津波警報が流れたときに、持ってきていいとなった施設が津波の避難区域になったのです。児童館や児童クラブが空いている時間帯に垂直避難で建物の２階や３階に避難しなければならないとなったときに、各自で持ってきたものが、避難所というより限られたスペースの中で、こどもたちが落ち着いて遊びを充実させながら過ごすという環境づくりの一助にもなりました。

そういう意味では、遊びの環境づくり一つ取っても、いろいろなところにつながっていく要素があるのだなというのは、視点が違うかもしれないですが感じたところです。そういう意味では、こどもたちとともに、こどもたちの今の環境を踏まえながら、遊びにどう向き合っていくのかは今後も深めていきたい視点だなと実感しているところです。

以上です。

○大竹委員長　どうもありがとうございました。

続いて、佐藤委員、よろしくお願いします。

○佐藤委員　よろしくお願いします。

私からも、気候変動と遊びのデジタル化と少子化ということで、一言ずつお話しします。

まず、気候変動については、現場は夏休みをどうして過ごそうかというのを毎日のように職員間で話をしていました。外遊びができたのは、うちでは３日間ぐらいでした。そのほかはどうしたのかというと、室内で過ごすことと、少し離れた公園に木陰があるので、そこに散歩がてら遊びに行ったり、近くに公民館がありますのでそこのレクホールを借りたりして、体を動かせる時間をつくれないかということで試行錯誤をしてまいりました。ただ、それは数日間のことで、多くは施設内でこどもたちが過ごすというにぎやかな毎日を過ごしてしまったというのが現状です。

その中で、いろいろなクラブの話を聞くと、市内は朝８時からクラブを開いているのですけれども、８時から15分間だけ外で遊んだよというクラブがありました。短いように感じるのだけれども、こどもたちはその15分間でも走り回って鬼ごっこをしたりとかで結構

満足をしたり、また実際に暑いので、こどもたちもこれ以上は無理だと体感して、室内で過ごそうというところに気持ちが向いたという報告があって、なるほど、やはりこどもも遊びたい気持ちがあって実際に遊んでみて、自分の体に危険があることを実感することもいいのだなということをそこでは感じたところです。

今後、地球温暖化が止まることはなかなか難しかったり、どんどん日本は暑くなってくるのだろうなと考える中では、やはり施設のことと環境整備のことは急務なのだろうなと思っています。実際に、各クラブの中で工夫して過ごすことには限界があるわけで、今、クラブの施設は１児童当たり1.65平米以上という基準はありますけれども、それでは全く不十分なのだということを実感しています。

みんなが静かに過ごせれば、1.65平米があればごろっともできるしと考えるかもしれないけれども、中には、先ほど言ったように体を動かしたい子もいるわけで、室内であれば小さい卓球だったらできるわけですけれども、卓球を始めればにぎやかになり、うるさくなり、どうしても声が大きくなり、隣で工作をしている子にとってはうるさいという状況がうちの日々の生活なのですが、そういうふうになります。なので、施設の広さを考える時期に来ているのだろうなということとか、環境整備のところでは、いろいろな社会資源を利用して工夫をしていますけれども、それももう少し緩やかに児童クラブの生活として簡単に使えるようなものが増えていくといいなというのが、この夏に痛感したことでした。

遊びのデジタル化というところでは、これもあるクラブの話ですけれども、朝、こどもたちが眠いと言いながらクラブに登所をしてくるそうです。実際にごろんとなって、どうしたのだろうと思ったら、寝ている子もいて、その御家庭や本人に話を聞くと、夜ふかしをしてしまう。その夜ふかしというのはゲームだったりするのです。オンラインゲームは１年生でもやっている。あと、YouTubeは面白いコンテンツがたくさんあるのかもしれないけれども、そういったものを就学時前から見ていて、それが習慣化されていて、夏休みだからもうちょっと見られるのではないかといって、保護者もちょっと緩やかになってしまった結果が、朝来たときに眠いとか本当に寝てしまうというところにつながっている。

あるクラブでは、午前中のこどものパフォーマンスが低下していると力説している支援員さんもいたのですけれども、それは全員が全員そうではなくて、うちのクラブの子は朝来ると「何して遊ぼう」と言って元気いっぱいで、午前中いっぱいにぎやかに過ごす子もいるのですけれども、社会状況からいくと、そういったこどもたちのことも考えていかなくてはいけないのだろうなと思っています。

齋藤先生もこどもたちと一緒に考えるという視点を先ほどくださったのですけれども、遊び道具一つにしても、うちも夏休みはどうするかということを高学年会議でこどもたちと話をしたのですけれども、そのときに、クラブにある遊び道具だけではなくて、長い時間があるから、みんなで使えるボードゲームみたいなものを自宅から持ってきていいかとか、商品名を出すのはあれなのですが、はやっているこまがあるのですが、それだったらいいのではないかとか、そういったときにこどもたちに自己責任であることとか、クラブ

に持ってきたら友達が貸してと言ってきたら貸さなくてはならないのだというルールをみんなで考えてくれた。それは、高学年の子たちが今までの経験を経て決めたルールだったのですけれども、実際にこまを持ってきたり、クラブのものと違ってきれいなボードゲームなのですけれども、みんなでそのボードゲームを楽しんだという時間をつくりました。

デジタル化についてはもう止められない部分もあるので、保護者やこどもたちと一緒にこどもに与える影響というのはこういうものがあって、時間の制限は必要だし、コンテンツによっては年齢制限があるのだから使わないことを共有できるといいなということを感じた夏休みでした。デジタル化についてはそんなところです。

少子化についてもまとまっていない話で申し訳ありません。このことは少子化とイコールかは分からないのですけれども、こどもたちが就学時前にそれなりの体験とか経験をせずに来ている部分はあるのかなと。集団の中にいていろいろな経験している子もいるけれども、こどもが少ない家庭においては、どうしても家にいるのは大人、保護者なわけで、何をしたらいいのかとか、つまらないと言えば、保護者が一緒に遊んでくれたり、何かを提供してくれるという関係性がずっとあったのではないかなと感じているところがあります。

あと、遊びの中でも、「友達を誘ってみれば」という声かけをしたときに、「誘って断られたら嫌だから」とか、新しい遊びに対して「失敗したら嫌だから」と言うこどもがいて、その辺りも、例えば兄弟が多い家庭だと、お兄ちゃんにはかなわないという経験を下の子はしていたり、上の子は上の子なりに、下の子ができないのは当たり前だという見方もできるように育ってきている子もいて、下の子にとても優しいお兄ちゃん、お姉ちゃんもいます。そういったところが一人っ子だと経験ができなくて、それが保育園やクラブの中で体験できればいいなと自分は思っているので、今はその辺の視点も持ちながら関わっているところです。少子化とつながるか分からないのですけれども、以上になります。

○大竹委員長　どうもありがとうございました。

各委員からいろいろ御意見等を伺いました。本日の第４回は、学齢期以降の遊びについてということをテーマにしておりまして、その中で、遊びの本質とか遊びの環境について議論していきたい。これまでの委員の御意見の中には、遊びの本質、遊びの環境にも触れられていたものがあったのではないかなと思っています。

今回、遊びの本質では、ややもすると何々の力をつけるために遊びがというところで、一方で、社会的には遊びが目的を達成するための手段となっていることが多々あるというところから、本来の遊びとは何ぞや、こどもにとって遊びとは何なのかというところを私たちの委員会では皆さん方のこれまでの知見を踏まえて、いろいろな御意見をいただきながら整理ができればいいなと思っている次第です。

これからは、それぞれ遊びの本質、本質というと最も大切なことであるとか、欠くことができないことになるかと思いますけれども、遊びの本質とか遊びの環境という視点で御意見を伺えればいいなと思っております。これまでも幾つか出てきたと思うのですけれど

も、これからは御指名ではなくて、挙手をしていただいて御意見等をいただければありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

安部先生、お願いします。

○安部委員　安部です。ありがとうございました。

今、皆さんの御意見を伺いながら、遊びがこどもの育ちを支えているということを実感できました。

３点ほどございます。

まず１点目ですけれども、今申し上げたように、遊びがこどもの育ちに重要であるということが一つ大きな点かなと思います。特に日本社会だと、学びと遊びがあれば学びのほうが重視されがちかなと思いますが、そうではなくて、育ちを支える遊びの意義を示すことが重要であると思います。

２点目ですけれども、遊びの情勢を考えるときによって立つのは、こども基本法、こども家庭庁設置法であると思うのですが、こども基本法の中には「遊び」という文言は出てきません。先ほど御指摘もありましたが、こども家庭庁の所掌事務の中に「遊び」が入ってきます。

こども基本法が理念としている国連子どもの権利条約、31条の遊びの権利がよく言われるわけですけれども、国連子どもの権利委員会の一般的意見17号、これは31条に関する一般的意見になります。この中で、遊びに関してこのようなことが書かれています。「子どもの遊びとは、子どもたち自身が主導し、統制し、かつ組み立てる振る舞い、活動またはプロセスである。それは、機会があればいつでも、そしてどこでも行なわれる。養育者は遊びが行なわれる環境づくりに寄与することはできるものの、遊びそのものは非義務的なものであり、内発的動機に基づくものであり、目的のための手段としてではなくそれ自体を目的として行なわれるものである」。

先ほど大竹委員長がおっしゃったように、手段のために遊びが使われることが多々あると思います。つまり、大人の思惑といいますか、大人はよかれと思ってやっていることが多いかなと思うのです。将来のためにとか教育のためにみたいな形の遊びが使われることがあるかなと思うのですが、そうではなくて、植木委員も御指摘してくださっていたように、こどもが自分で考えて決めることができて、始められて、選べて、やめたくなったらやめられる、そういう自由があるかどうかというのが非常に重要なのではないかなと思います。

その上で、こどもの権利をベースとした遊び支援の在り方が一番上に書かれてありますが、具体的には環境だと思うのです。一般的意見でも指摘されていますように、養育者、大人ができることは遊びが行われる環境づくりの部分なので、どんな環境をつくればいいかという議論をしていくのがよいと考えています。

ひとまず以上です。

○大竹委員長　ありがとうございます。

今、安部委員の話もありましたけれども、これらも参考にしながらも、また各委員の方々からそれぞれの視点で御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。

植木委員、お願いします。

○植木委員　植木でございます。

まず、１点目の遊びの本質に関してですけれども、恐らくこどもたちが小学校の授業が終わって、家に帰るなり、学童に帰るなり、あるいは児童館やその他の居場所に通うなりする帰路の途中、今日は何して遊ぼうかなとわくわくしながら帰る。ここが大事だと思うのです。そうすると、今日は何して遊ぼうかなと考えることは、遊びに限定することではなくて、恐らく今日の放課後はどのようにして過ごそうかなという、すなわち、生活の場のありようだと思うのです。そういうことを考えますと、遊びの本質というのが、遊びにどのような意味があるかということと同時に、生活の場のありようを明らかにすることも切り離せない視点かなと思いました。

それから、２点目の遊びの環境に関してですけれども、安部委員が言われる児童の権利に関する条約の第31条の視点は外せないですよね。すなわちこの権利は、遊びの環境をこどもたち自身が決める権利だと思うのです。それは、居場所部会でも随分議論しましたけれども、多様な居場所づくりということが一つ。

もう一つは、大竹委員長が指摘されておりましたけれども、こどもたちが自分の話を大人に聞いてもらえた経験、そのプロセスは大変重要だと思っております。すなわち、遊びの環境というのが多様な居場所づくりと同時に、そのプロセスに寄り添う大人の関わり、人ですよね。この２つの視点が重要ではないのかなと考えております。

以上でございます。

○大竹委員長　ありがとうございました。

そのほか、各委員から何かあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

安部委員。

○安部委員　大竹委員長、今、遊びの環境についてもしゃべってしまって大丈夫ですか。

○大竹委員長　お願いします。

○安部委員　ありがとうございます。

今、植木委員からプロセスと人についてお話ししていただいたので、遊びの環境の中でも具体的な政策の話をさせてもらえたらなと思います。

全部で５つぐらいあるのですけれども、先ほど藤本委員から働く人のウェルビーイングとか、保護者であるとか、こどもの遊びはこどもだけでは達成できない、周りの大人の人たちの環境もすごく大事になってくると思うのです。そうすると、共通の大きな枠組みが必要になってくるかなと思います。

まず１点目は、遊びの環境をつくっていくためには、立法と計画が必要だと思うのですが、これに関してはこども基本法等々があると思うのですけれども、一方、自治体のこど

も計画の中に遊びがどれだけ入っているかというのは疑問です。自治体のこども計画にいかに遊びを位置づけるかというのが課題であると思っています。

２点目ですけれども、遊びを所管する部局、こども家庭庁成育環境課が遊びを担っているわけですけれども、一方、自治体で遊びをどこが担っていくのかはもう少ししっかり考えていかないといけないかなと思います。特に、齋藤委員がおっしゃったように、中高生のことも考えると、小学生だけではなくて、より広い世代で０から18までのこどもたちをカバーする遊びをどこが担っていくのかというのは一つ論点かなと思っています。

３つ目ですけれども、遊びに関する予算ですよ。先ほどから気候変動で暑いという話が出ているのですが、昨日・おととい、ちょうど岩手県立児童館いわて子どもの森に調査に行っていました。ふだんならば高原の風が涼しいところだと思うのですが、この酷暑で夏の間は非常に暑かったらしいのです。ところが、立地上、冷房がついていない。数万人のこどもたちがやってくる、しかも、東北外、首都圏からもたくさんのこどもと親がやってくるにもかかわらず、冷房がないということで、本来の遊びの力を発揮するのもなかなか難しい状況があったのではないかなと思います。広域的・専門的健全育成のまさに拠点である大型児童館のいわて子どもの森さんが、気候変動で暑さが続いているにもかかわらず冷房がないということで大きな影響を受けていることは大きな課題だと感じました。そういう意味では、遊びの環境の変化によって、こどもの遊びが侵害されないように予算をつけていくことも必要だと思います。

４点目は、データ収集や調査研究が必要であると思っています。今、現場の先生方や藤本委員の話を聞いてだんだんとこどもの遊びの実態がクリアになってきたと思うのですけれども、もう少し網羅的に遊びに関してのデータを集めていく必要がありそうです。そこにはもちろんこどもの声も入っていると思うのですが、こどもたちはどういうふうに感じているかも含めて、遊び政策をつくる際のデータにしていく必要があるかなと思っています。

最後の５点目ですけれども、これは研修かなと思っています。研修というのは、もちろん認定資格研修であるとか、遊びの専門職の方たちの研修もあると思うのですが、それだけではなくて、より広くこどもに関わる大人、例えば、国家公務員とか地方公務員が、こども基本法第11条に基づきこどもの意見を聞くという仕事をする場合は、遊びを通して意見を聞いていくことが重要になってくると思うのです。その場合に、担当の方が遊びの重要性を知らなければ、こどもの声をうまく聞き取れないかもしれないこともあると思うので、これは最初に言ったこととつながってくるのですけれども、こどもの育ちにいかに遊びが重要なのか、意見を聞いていくときにも遊びが手がかりになることを広く伝えつつ、研修等で専門性を磨いていくことも必要かなと思います。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。遊びの本質、遊びの環境が今日のテーマになっておりま

すけれども、これらについて。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員　まさに遊びの本質を皆さんのお話を聞いていてすごく考える時間になっているなと思っております。遊びの本質は、自発的、自主的にというところが柱になるかと思います。

私が実際に来館したこどもたちとのエピソードになるのですが、遊びと体験活動の整理にもつながるかなと思うのですが、遊びのプログラムのような内容の中で、もちろん全員参加ではないのですが､遊びのプログラムの提供としてみんなで集団遊びを実施しました。そこに、こどもたちが選んで「面白そうだから参加したよ」と言っていて、私は選んでいるし、遊びを提供しながらこの時間を集団遊びでやっているという認識でいたのですけれども、遊びのプログラムが終わって、イベント的なものが終わって、楽しかったね、またやりたいねという話が出たのですけれども、その後、戻り際に「じゃあ遊んでくるね」という言葉が出てきた。

こちらとしては、選択もできているし、別に途中で退席していい悪いではないから、選択もあって、でも、プログラムとしてこどもたちが今まで経験しないようなことを大人主導でやりましょうといったところで、こどもたちと一緒に遊ぼうだったのですけれども、これは参加したこどもたちの中では楽しそうな体験活動だったのかな、本当にこちらが意図していた遊びだったのだろうかと考えさせられるエピソードの一つになりました。

また、全く違うのですけれども、外遊びをして、夕方、館内に戻ってくる子がたくさんいて玄関が砂だらけになっていたので、私一人で何気なく玄関の砂を掃いていたのです。そうしたら数人のこどもたちが来て、「何やってんの」と言うので、「砂がたくさんあるから掃いていたんだよね」と言ったら、その子たちが「じゃあ、俺らもやる」と言って数人の子たちがほうきを持って走ってきて、私の手伝いをしてくれたと私は認識していたのです。ところが、その子たちはすごく楽しげに砂を掃いて、全然関係ないようなところまでをわざわざ砂を探しに行って、「こっちにもあった」「こっちもあった」「すごいきれいになったな」と言って私のところに来て、「まだほかにどっかない」と言うので、「今日はもうないね。ありがとうね、手伝ってくれて」と言ったところ、こどもたちから返ってきた反応は「楽しかったね、また明日もやろうぜ」だったのです。これは私たちからすると、お手伝いできれいにやる掃除だったのですけれども、今思えばこどもたちにとっては楽しい遊びの一つになっていたのではないかなと思ったところです。遊びの本質を考えるときに、本当にこどもたちから考えさせられるエピソードだったなと私は思っております。

遊びのプログラムだったり、追いかけっこだったり、私たち大人は遊びというと、こういう遊びを主体的にやっているものが遊びのイメージであるのですけれども、もしかすると、主体的、自主的に活動している、楽しくてやりたいと自発的にやっている活動は、名前のない遊びであっても遊びの一つになるのではないかなと感じているところですので、

遊びの環境づくりを考えていく上で、こういった名前のない遊びが生まれる環境も視野に入れた現場の取組、そして人的環境としての私たちの関わりという視点もすごく大切なのではないかなと思っております。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

土崎さん、お願いします。

○土崎委員　ありがとうございます。土崎です。

今の齋藤委員のお話を伺って、まさにそうだなというところで、遊びというものの環境を整備していくとか、機運を醸成していく中で、齋藤委員がおっしゃるその名前のついていない遊びとか、あるいは大人がそう思っていない遊びとか、逆にこども自身が遊びだと思っていない遊びみたいな、いろいろなエピソードを集めることも広い意味での環境整備につながっていくのかなと思っています。

ともすると、事例集とか今までありがちなものを提示すると、そこに時間とか人手をかける負担感みたいなところが逆にプレッシャーになったりするのかなというところで、むしろ今、ふだん様々なことがそれぞれの現場で起こっている中の遊びだと言えそうなものを見つけることによって、今までやってきたことをもっと続けられるように丁寧にやればいいのだとか、そういうことだったらうちでもできるかもしれないみたいな、そういう波及性は、今ある中から見つけていくところもやり方として一つあるのかなと思いました。

そういう意味で、環境整備、特に人的環境というところでは、関わる大人がどうなるか、私の個人的な関心としてはそちらのほうがあります。それは、大学生とかそういう立場の人たちかもしれないですし、支援員さんたちというところもあるかもしれない、あるいは保護者、もっと広く言うとこうした施策をつくる立場の人たちというところもあるかと思うのです。遊びというフレーズだけ聞くと、こどもに過剰な期待を寄せがちなのですけれども、そこをどういうふうに大人が変わっていくかというか、関わりをしていくかというところに焦点を当てた施策とか議論ができたらいいのかなと思いました。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございます。

そのほか、委員の方でいかがでしょうか。

藤本委員、お願いします。

○藤本委員　お話を聞いて、遊びの本質のイメージがより立体的に感じ取ることができたのですけれども、先ほどおっしゃられたような、遊びというのが生活そのものであるとか、遊びというのは自然発生的にこども本人から起こるものである、何もない中でも遊べるというところは、本当にそれが物語っている。例えば、音楽とかも自然発生的に生まれたことであるというのと同じように、遊びもまた自然発生的に生まれるものである。

今聞いている中では、遊びが中心にハブのようにあって、そこから意見表明ができるよ

うになったり、よく遊びながら学びますみたいな話もあると思うのですけれども、遊びながら学ぶというのもそうですし、遊びによって創造性を養うとか主体性を養うというところの両輪で、主体性を持った遊びをするというところから、自然発生的な遊びができるようになるからこそ主体性を発揮できるというところ。また、遊びによって体を使うことによって健康になるとか、身体能力が備わるという、全てのものの入り口というか、ハブになるようなイメージで考えるのが遊びの本質なのではないかなと考えました。

○大竹委員長　どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

安部委員、お願いします。

○安部委員　先ほど大竹委員長がアドボケイトの話をされていたと思うのですけれども、資料の３－２の最後のその他のところに「緊急時における遊びについて」というのがあるのですが、緊急時だけではなくて、例えば、社会的養護のこどもたちであるとか、貧困下にあるこどもたちとか、遊びが奪われている状況のこどもたちがいると思うのですが、そのことはここで話さなくてもいいのですか。

○大竹委員長　もしあれば、そこで話していただければ。

○安部委員　逆に、大竹委員長に先ほどの話をもう少しお伺いしたいなと思いました。

○大竹委員長　どの点をお話しすればよろしいですか。

○安部委員　例えば、社会的養護のこどもたちが、ほかの委員さんたちがおっしゃったような名前のない遊びであるとか、自分の中から湧き出るような遊びであるとか、遊びの機会がどういうふうに奪われているのかとか、遊びの場がどうなっているのかとか、その辺りのことを教えていただけたらなと思いました。

○大竹委員長　ありがとうございます。

今、私たちが活動しているのは一時保護所での活動で、この９月から児童養護施設にモデル事業で３か所に行くわけですけれども、特に一時保護所の生活については、そこまでのこどもたちの心理的なものであるとか、物理的なところでなかなかそういった遊びの保障が難しい状況にある。それでいいのかという問題があります。

ですから、私たちが第三者として部屋が与えられて、ポストに当日入れていただいた希望者のこどもだけお話を伺うことになっているのですが、当初は１人、２人だったのが、最近では18人が入所している中で５人ぐらい。初めは中高生は様子見であったのが、最近では中高生が手を挙げてポストに入れてくるようになってきたというところでは、やはりそういったものを求めているというところは強く感じています。

限られた中での生活というのは、今後、一時保護所での生活は、まだまだ遊びというところまで考えられる環境が提供できているという感じはしていないかなというところと、まさに児童養護施設等の生活という中でも、遊びというところが現場の中でどのように捉えられているのかというところでいくと、旧態依然とした遊びの考え方がまだまだ根強く残っているのではないかなと。ですから、こういう私たちのこの議論が全国的に広がって、

それは社会的養護のこどもたち、そういった現場にも遊びというものがどういうものなのかを私たちが発信できるというところが大事になっていくのではないかなと改めて思っている次第です。

よろしいでしょうか。

○安部委員　ありがとうございます。

その辺りも含めて最初に申し上げたように、こどもたちから声を聞く機会があったほうがよいのではないかなという気がしています。

以上です。

○大竹委員長　ありがとうございました。

貴重な御意見ありがとうございます。それらも含めて、これから事務局と今後の進め方についてやり取りして、皆さんに提示していきたいと思っています。

時間も近づいてまいりましたので、もしここで今日、御意見等があればお伺いしておきたいと思いますけれども、その他の委員の中ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

遊びの本質とか遊びの環境というところは、どうまとめていくかはいろいろこれから検討していかなければいけないと思うのですが、本日、皆さんから意見を伺って、これらをこれから事務局のほうで整理していただいて、これまで頭の中で思っていたことが言語化されて文章化されていく中で、こういったものをまた踏まえてこれからの児童館や学童クラブの議論の中で考えながら、もう一度遊びの本質、環境に立ち返っていくというふうに今日のやり取りの中で思いました。

そういう中にあって、災害時だけではなくて、社会的養護のこどもたちもどうなのかという御意見もありましたので、そういったこともこれから事務局と整理しながら、これからのところで５回、６回、８年度に向けて整理していければと思っております。事務局も大変ですけれども、整理のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後、「その他」になりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○冨田専門官　特にはございません。

○大竹委員長　どうもありがとうございました。

それでは、皆様よろしいでしょうか。

それでは、本日発言ができなかった委員につきましては、１週間以内に事務局までメールでお知らせください。事務局のほうで、本日頂戴した御意見と併せて取りまとめ案の整理をお願いしたいと思います。

予定していた議事は以上です。事務局にお返しいたします。

○安里課長　長時間にわたり、御議論いただき感謝を申し上げます。

遊びについては、本日御審議いただいた意見を取りまとめ、次回以降にお諮りしたいと思います。次回は、放課後児童クラブの諸課題について御審議いただくこととしております。日程につきましては、11月を予定しております。追って日程調整をいたしますので、

よろしくお願いいたします。

〇大竹委員長　ありがとうございました。

　それでは、これにて閉会いたします。皆さん、ありがとうございました。お疲れさまでした。